

第24条各号に規定する業務に関する計画書

【第一号】情報の提供、相談、必要な援助

①『空き家相談センターわかやま』事業による電話相談、オンライン相談の実施（無料）

電話、ホームページに設置した相談フォーム、メール、Zoom等のオンラインツールにより、相談を随時実施する。

<https://michiru-space.jp/online/>

②毎月第三土曜日に事務所等において相談会の開催（無料）

空き家相談センターわかやまに寄せられた相談の中から、司法書士等の専門家のアドバイスを必要とする案件について、和歌山市内の事務所にて毎月第三土曜日に対面による相談を行う。

【第二号】所有者等の委託に基づく定期的な空家等の状態の確認、活用のために行う改修等

③『空き家巡回管理サービス』事業による巡回管理の実施（有料）

定期訪問を希望する空き家所有者に、有償による点検、換気、水廻り点検、郵便物確認、除草、庭木選定等のサービスを提供する。

<https://michiru-space.jp/kanri/>

【第四号】調査研究

④市が運営する『空家バンク制度』に登録されている物件の現地内覧会の開催（無料）

空き家バンク登録物件、空き家相談センターわかやまに寄せられた相談物件について、所有者の希望により空き家内覧会を開催し、新たな利用希望者を募る。

【第五号】普及啓発

⑤市が開催する『空家セミナー相談会』への講師、相談員の派遣（有料）

空き家所有者および今後相続を予定している者を対象都市、空き家活用、相続、住まいの終活等をテーマとするセミナーを実施する。

【第六号】前各号を除く必要な事業又は事務

⑥接道要件を満たさない空家等を把握した場合における『空家等活用促進区域』の設定の提案（無料）

空き家相談業務を通じて、管理不全空き家等が密集した地域を把握した場合には、1級建築士、宅地建物取引士等の専門資格を持つ理事が協議し、必要に応じて空家等活用促進区域の設定に関する提案を行う。